

は し が き

本書は、遺産分割の実務について、図解も用いた見開きで簡潔に記した90項目からなります。これまでの様々な経験を踏まえ、知識とノウハウを解説しています。

以前、お父さんの相続に関して相談を受けた方から「母が亡くなりました」との連絡がありました。

事務所にて、現状をきちんと整理していくと、その方の戸惑いが少し消えたように思われ、最後には和らいだ笑顔を見せてくれたのが、何よりも励みになります。

代理人弁護士がついていない相手方にこちらの遺産分割案を提示し理解を求める際には、言葉を慎重に選びます。提示するのは、できる限りお互いが最善であろう内容ですが、相手方の意見にも耳を傾け、考えます。

数回のやり取りを経て合意し、遺産分割協議書を交わし終わると安堵します。別れ際に相手方から「困ったことがあったら私も相談していいですか」と聞かれ、「この件でなければいいですよ」と淡々と応じますが、それは嬉しい大きなひと言です。

糀はひと粒でもお酒が造れるといいます。そのひと粒になれるよう暮夜“ぼやぼや”しないで考え本書に著しました。

相続迷子を出さないよう、お読みいただいた皆さまのお役に立てれば望外の喜びです。

令和6年 長月

藤 代 浩 則

目次

法律実務ですぐ使える！ 図解まるわかり遺産分割

第1章

遺産分割の実務ノウハウ

スムーズな分割につながる事件処理

0 遺産分割事始め	12
1 遺産分割成立のための3つのコツ	14
2 法律相談から遺産分割成立までの流れ	16
3 遺産分割の際には期限に気をつけて	18
4 法律相談時に聴取すべき事項	20
5 相続関係図や事実関係をメモしよう	22
6 遺産分割協議において取り揃えておく資料	24
7 相続財産の正確な把握が遺産分割協議の第一歩	26
8 相続人が行方（生死）不明の場合	28
9 相続人に胎児がいる場合	30
10 相続人に未成年者・被後見人がある場合	32
11 相続人と称する者が現れた場合	34
12 相続当事者に外国人がいる場合	36
13 代襲相続が生じた場合	38

14 数次相続が生じた場合	40
15 再転相続が生じた場合	42
16 受任時における確認・説明事項	44
17 相手方との交渉時には関心事項をよく聴く	46
18 戸籍の取り方は複雑・煩雑	48
19 家督相続に注意	50
20 祭祀財産は遺産分割の対象にならない	52
コラム1 仲良し姉妹、袂を分かち!?	54

第2章

共同相続と遺産共有

遺産分割完了まではどのような状態か

21 遺産分割するまで遺産はどのように管理されるか	56
22 賃貸物件の管理では修繕や家賃回収に注意	58
23 存在を忘れやすい貸金庫	60
24 相続人の一人が遺産である不動産を占有している場合	62
25 第三者が遺産である不動産を占有している場合	64
26 金銭債権など分割となる債権の扱い	66
27 預貯金の払戻手続	68
28 被相続人の債務の相続	70
29 現金は勝手に分けられない	72

30	使途不明金の扱い	74
31	葬儀費用	76
32	相続放棄	78
33	限定承認という選択もある	80
コラム2 ペットだって遺言してほしい“わん！”		82

第3章 遺産分割 遺産をどのように分けていくか

34	遺産分割の概要	84
35	遺産はどのように分けていくのか	86
36	相続財産の調査は念入りに	88
37	遺産分割の方法（その1）	90
38	遺産分割の方法（その2）	92
39	遺産の評価方法はどのように決めるのか（不動産・動産）	94
40	遺産の評価方法はどのように決めるのか（金融資産）	96
41	死亡保険の受取りに注意	98
42	遺産分割協議が調わなければ調停にて解決	100
43	遺産分割協議に瑕疵があった場合	102
44	遺産分割協議に瑕疵があった場合の争い方	104
45	配偶者短期居住権	106

46	配偶者短期居住権の注意点	108
47	配偶者居住権	110
48	配偶者居住権の注意点	112
49	遺産分割協議書の書き方（事前準備）	114
50	遺産分割協議書の書き方（全体構成）	116
51	遺産分割協議書の書き方（分割の方法）	118
52	建物を共有分割で取得した場合の遺産分割協議書	120
53	相続分の譲渡	122
54	相続分の放棄	124
55	遺産分割協議後に遺言が出てきた場合	126
56	民事信託活用による遺産分散防止	128
57	小規模宅地等の特例	130
58	「負動産」の取扱いに注意①	132
59	「負動産」の取扱いに注意②	134
コラム3 乗っ取り事件簿		136

第4章 特別受益、寄与分、遺留分 分割に影響を与える特殊な要素

60	生前贈与があった場合等には特別受益を考慮する	138
61	特別受益が問題となるケース	140

62	特別受益の評価方法	142
63	寄与分	144
64	相続人以外の者が特別の寄与をしていた場合	146
65	遺留分	148
66	まずは財産を確定させる（遺留分算定その1）	150
67	遺留分を算定するための財産（遺留分算定その2）	152
68	遺留分侵害額請求（遺留分算定その3）	154
69	遺留分侵害額（遺留分算定その4）	156
70	事業承継を円滑に行うための遺留分に関する民法の特例	158
71	遺留分の放棄	160
コラム4	酒屋は“一子相伝”!?	162

第5章

つい見逃してしまう注意事例

初心者が注意すべき落とし穴

72	改正民法の知識をアップデートする	164
73	相続法と相続税法は混ざるな危険	166
74	飛び道具にご用心	168
75	漁船の相続は超高速	170
76	孫を養子とした場合のルールは複雑	172
77	死亡の順番によっては代襲相続できない	174

78	特別受益者の範囲は広い	176
79	所有権移転登記はショートカットできる	178
80	遺産の無償使用が特別受益にあたる場合	180
81	遺産の無償使用に関するその他の問題	182
82	遺言執行者の存在を確認してから始めよう	184
83	遺産分割で得た土地に廃棄物が見つかることも	186
84	債権を相続したが債務者が破産した場合	188
85	代襲相続のせいで二度の相続放棄が必要	190
86	デジタル遺産を放置しない	192
87	デジタル遺産をきちんと調査する	194
88	保有期間までは引き継げない（株主番号が変わる!?）	196
89	非上場株式の相続は非常に非情	198
90	特殊な相続財産に気をつける	200
コラム5	5月5日に思ふこと	202

凡 例

法令等の内容は、2024年9月現在施行のものによります。

本文中、法令等を略記した箇所があります。次の略記表を参照してください。

【法律】

〈略記〉	〈正式〉
家事法	家事事件手続法
通則法	法の適用に関する通則法

【資料】

〈略記〉	〈正式〉
民集	最高裁判所民事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
民録	大審院民事判決録
判タ	判例タイムズ
判時	判例時報
家月	家庭裁判月報
金法	金融法務事情

【判例の略記】

判例は以下のように略記して表記しています。

〈正式〉最高裁判所判例令和元年8月9日最高裁判所民事判例集73
巻3号293頁

〈略記〉最判令和元年8月9日民集73巻3号293頁

1

遺産分割成立のための 3つのコツ

◆ 3つのコツ

遺産分割を早期に成立させるためのイロハは前項で説明した通りですが、それを実践するためのコツは次の3つです。

- ① 相続人と相続財産を正確に調査する
- ② 預貯金残高や不動産の価格、財産目録といった必要な情報は相続人全員に開示し、共有する
- ③ 依頼者のみならず相手方である他の相続人（以下、「相手方」とします）の希望もよく聴く

◆ 相続人と相続財産を正確に調査する

遺産分割を成立させるためには、相続人を確定し、また遺産分割の対象となる相続財産を漏れなく把握する必要があります。そのためにまず最初にこれらの正確な調査が求められます。

◆ 必要な情報は相続人全員と共有する

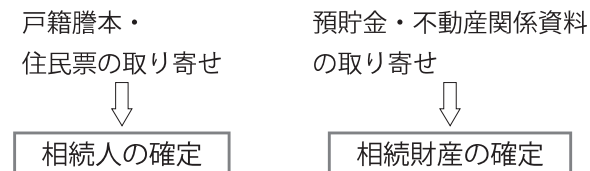
相続人としては相続財産がどの程度あり、また相続税が課されるのかどうかに関心があります。さらに、財産の概要がわからなければ分割方法も決まりません。そのため、相続人全員に必要な情報を共有することが早期に遺産分割を成立させるための最低限のポイントです。

◆ 依頼者のみならず相手方の希望もよく聴く

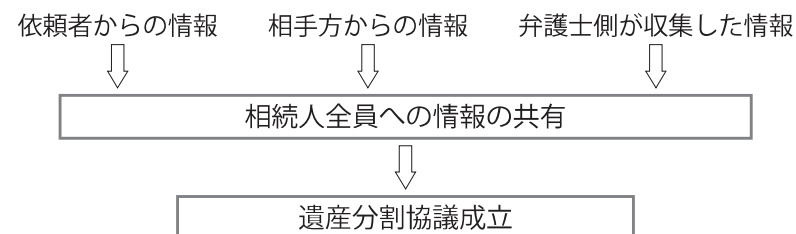
遺産分割協議書を相手方に提案する前に、どのような分割を求めているのかをまずは依頼者から聴き出す必要があります。その後、提案にあたっては、相手方の意見もできるだけ取り入れて、遺産分割協議を円満に成立させるために全体をコーディネートすることが大切です。

✓ 遺産分割成立のための3つのコツ

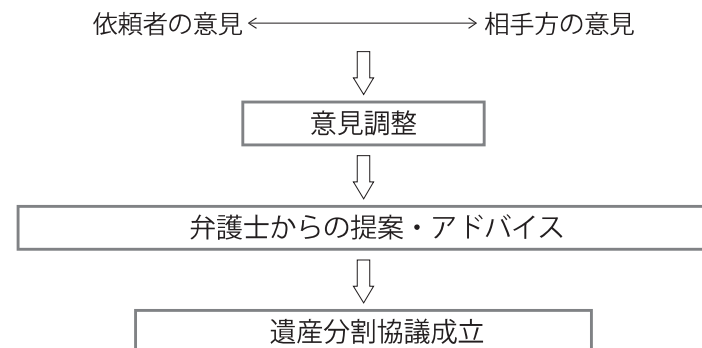
◎ コツ1 正確な調査



◎ コツ2 必要な情報の共有



◎ コツ3 相手方の希望も聴いてコーディネート



32 相続放棄

◆ 相続放棄とは

単純承認でも限定承認でもなく、相続放棄がされると、その者は初めから相続人とならなかったものとみなされます（民法939条）。

◆ 熟慮期間

民法は熟慮期間について、相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月と定めています（915条1項）【⇒3参照】。「相続の開始があったことを知った時」とは、①被相続人が死亡した事実と、②自己が相続人である事実を知った時をいいます。

被相続人の配偶者や子であれば①と②とは同時若しくは近接していますが、第一順位の相続人が放棄した場合の次順位の相続人（例えば兄弟姉妹）にあつては、①の事実は知っていても、②の事実は先順位者が相続放棄をしたことを知った時となりますので、②が重要です。

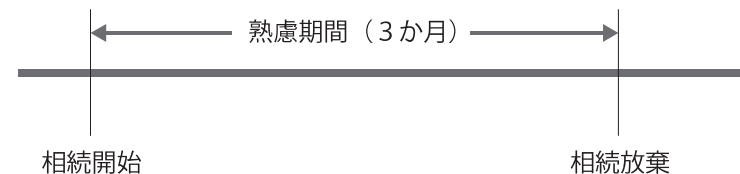
◆ 相続放棄の判断ポイント

相続放棄については、以下の点を確認して判断してください。

- ・被相続人の負債を含めた相続財産の全体
- ・不動産登記簿謄本を取り寄せて住宅ローンなどの負債の有無
- ・預貯金残高を金融機関に確認・調査する際には、預貯金残高だけでなく貸付金の有無
- ・金融機関からの各種通知書
- ・被相続人が自営業などの事業者の場合は確定申告書

☑ 相続放棄

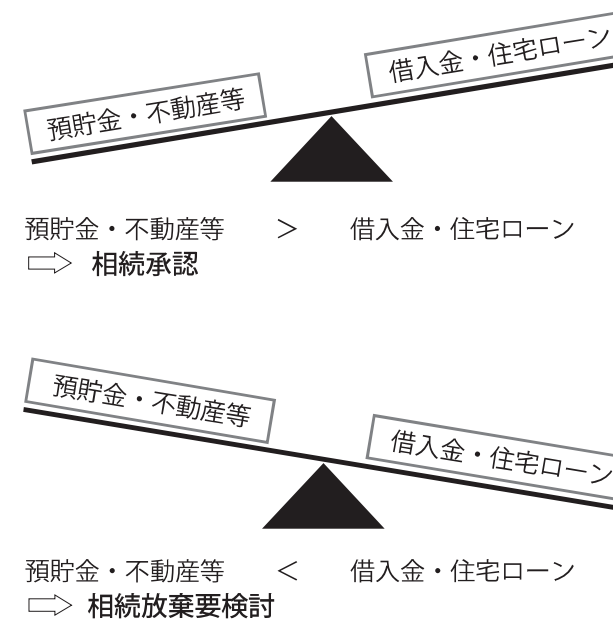
◎ 熟慮期間



相続開始があったことを知った時とは

- ① 被相続人が死亡した事実を知ったこと
- ② 相続人であることを知ったこと

◎ 相続放棄の判断



遺産分割協議書の書き方 (全体構成)

◆遺産分割協議書全体の構成

遺産分割協議書については特に法律で書き方が決まっているわけではありませんが、概ね次のような構成です。

①表題は、「遺産分割協議書」といったタイトルです。

②前文は、遺産分割協議について合意に達したことを宣言する文言で、右頁冒頭「被相続人A……下記のとおり合意した。」の箇所です。

③本文は、遺産分割協議によって合意に達した事項で、具体的には、被相続人と相続人の特定（右頁1）、分割対象となる相続財産の確認（右頁2。財産が多岐・多数ある場合には「遺産目録」を別紙として作成すること。協議書本文が読みやすくなります）、各相続人が取得する財産の確認（右頁3～5）、成立後に財産の存在が判明した場合の対応（右頁6）などを記載します。

④後文は、本文の内容で遺産分割協議について相続人の全員の合意が得られたことを確認する文言で、右頁末尾「以上……各自が保有する。」の箇所です。

最後に、⑤協議成立年月日、⑥相続人各自の署名と捺印が入ります。

◆個別の注意点

遺産分割の対象となる相続財産の確認をしましょう。不動産登記簿謄本の記載に沿った記述にすることや、「金融機関・支店名」「預貯金の種別」「口座番号」の記載が重要です。

他に、協議成立後に相続財産の存在が判明した場合の対応や、署名・押捺を求めること（要印鑑登録証明書添付）にも注意しましょう。

✓ 遺産分割協議書の例

① 遺産分割協議書

② 被相続人Aの遺産について、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、下記のとおり合意した。

- 1 相続人の確定
被相続人Aの相続人は、B（妻）、C（長男）及びD（長女）の3人であることを確認する。
- 2 被相続人の遺産
遺産は、別紙〔略〕遺産目録記載の財産であることを確認する。
- 3 相続人Bは次の遺産を取得する
別紙遺産目録（預貯金）1、2記載の各預金
- 4 相続人Cは次の遺産を取得する
別紙遺産目録（不動産）1～4記載の不動産
- 5 相続人Dは次の遺産を取得する
別紙遺産目録（預貯金）3～5記載の各預貯金
- 6 相続人全員は、本協議書に記載のない財産又は債務があることが判明したときは、相続人Cがこれを取得することを確認する。

④ 以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するために本書を3通作成し、各自署名・押捺の上、各自が保有する。

⑤ ○○年○月○日

⑥	相続人B	住所・署名	実印押捺
	相続人C	住所・署名	実印押捺
	相続人D	住所・署名	実印押捺